

家庭用温水暖房契約選択約款 (ほっとエコプラン)

令和 8 年 9 月 1 日実施

秋田県由利本荘市

目 次

1. 目的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 使用量の算定	2
7. 料金	2
8. 単位料金の調整	2
9. 精算	3
10. 設置確認	3
11. その他	3
附 則	3
(別 表)	
1. 早収料金の算定方法	4
2. 料金表	4

1. 目的

この選択約款は、家庭用ガス温水暖房システムの普及を通じ本市の製造供給施設の効率的な使用に資することを 目的といたします。

2. 選択約款の変更

本市は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後の選択 約款によります。

3. 用語の定義

- (1) 「家庭用ガス温水暖房システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有 する熱源機により、居室に設置した放熱器に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。
- (2) 「居室」とは、居住のために継続的に使用する室をいいます。
- (3) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設 備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された 部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (4) 「その他期」とは、4月検針分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月検針分（10月検針日の 翌日から11月検針日まで）までをいい、「冬期」とは、12月検針分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月検針分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までをいいます。
- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (6) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントとします。

4. 適用条件

この選択約款は、家庭用ガス温水暖房システムを次のいずれかの条件で使用し、使用者がこの選択約款による契 約を希望される場合に適用いたします。

- ①専用住宅で使用する。
- ②一需要場所におけるガスメーターの能力が10立法メートル毎時以下の併用住宅で使用する。

5. 契約の締結

- (1) 使用者は、この選択約款を承諾のうえ、本市に所定の申込書により使用を申し込んでいただきます。
- (2) 前項による申込書の本市到達後、本市が承諾した時点をもって契約の成立といたします。この場合、本市は料 金の適用開始日を使用者にお知らせいたします。
- (3) 契約期間は次の期間といたします。
 - ①新たにガスの使用を開始した場合は、契約成立の日から料金の適用開始日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ②本市との他の契約の解約と同時に、この選択約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。
 - ③契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 本市は、この選択約款及び他の選択約款にもとづく契約を契約期間満了前に解約または解約と同時にガス小売 供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづく契約（以下「一般契約」といいます。）を締結されたかたが、同一需要場所でのこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 本市は、使用者がこの選択約款の契約期間満了前にこの選択約款の解約と同時に他の選択約款の適用を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等の

ための一 時不使用による場合は、この限りではありません。

(6) 本市は、使用者がこの選択約款または本市との他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

(7) 使用者は、同一需要場所でこの選択約款と本市の他の契約とを重複して契約することはできません。

6. 使用量の算定

本市は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料 金

(1) 本市は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含んだものをいいます。以下同じ。）を、早収期間経過後に支払が行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含んだものをいいます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸します。

(2) 本市は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

(1) 本市は、毎月、(3)②の規定により算定した平均原料価格が(3)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の2の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合においては、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(3)のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき。

$$\text{調整単位料金（1立方メートル当たり）} = \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 54,700 \times 46.04655 \times 0.929 \times 0.7 \times (1 + \text{消費税率})$$

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき。

$$\text{調整単位料金（1立方メートル当たり）} = \text{基準単位料金} - \text{原料価格変動額} / 54,700 \times 46.04655 \times 0.929 \times 0.7 \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考) 上記①及び②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1)の数式における各項目の定義は、次のとおりといたします。

ア 54,700 : 1トン当たりの基準熱量（メガジュール）

イ 46.04655 : 標準熱量（メガジュール）

ウ 0.929 : ガス量換算係数

エ 0.7 : 変動緩和措置係数

(3) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、次のとおりといたします。

①基準平均原料価格（1トン当たり） 90,390円（LNGについて、財務省が関税法（昭和29年法律第61号）第102条第3項の規定により公表する貿易に関する統計（以下「貿易統計」といいます。）による令和6年10月から令和7年9月までの価格）

②平均原料価格（1トン当たり） 別表の1(3)に規定する各3箇月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位とします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式) 平均原料価格 = 1トン当たりLNG平均価格

(備考) 市は、1トン当たりLNG平均価格を公表するものとします。

(3) 原料価格変動額 次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき。

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき。

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 精算

すでにこの選択約款を適用の使用者で、4の条件を満たさないでガスを使用の場合、本市は、条件を満たさなく なった時点までさかのぼって小売約款に定める遅収料金に消費税相当額を加えたものと、すでに料金としてお支払 いいただいた金額の差額を精算いたします。

10. 設置確認

(1) 本市は、温水暖房システムの設置の有無等、4の適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場 合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。

万一、立ち入りを承諾していただけない場合、本市はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやか にこの選択約款を解約し、契約終了日の翌日から一般契約料金を適用いたします。

(2) 温水暖房システムを取り外した場合は、ただちにその旨を本市へ連絡していただきます。

11. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

附 則

(実施期日)

1 この選択約款は、令和8年9月1日から実施いたします。

(経過措置)

2 この選択約款別表の規定は、令和8年10月1日以後行う検針により算定したガスの使用量に係る料金について適用し、同日前に行う検針により算定したガスの使用量に係る料金については、令和5年4月1日実施の選択約款の例によるものとします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ア 料金算定期間の末日が1月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- イ 料金算定期間の末日が2月1日から同月28日（うるう年は同月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ウ 料金算定期間の末日が3月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- エ 料金算定期間の末日が4月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- オ 料金算定期間の末日が5月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- カ 料金算定期間の末日が6月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- キ 料金算定期間の末日が7月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ク 料金算定期間の末日が8月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ケ 料金算定期間の末日が9月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- コ 料金算定期間の末日が10月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- サ 料金算定期間の末日が11月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- シ 料金算定期間の末日が12月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (4) 冬期基準単位料金は、料金算定期間の末日が冬期に属する料金に適用し、その他期基準単位料金は、料金算定期間の末日がその他期に属する料金に適用します。
- (5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。
- 料金に含まれる消費税等相当額 = 料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率) (1円未満の端数切り捨て)

2. 料金表（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	その他期	冬期
	2, 9 0 4. 0 0 円	4, 2 9 0. 0 0 円

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき

1 4 3. 8 1 2 円

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。